

総務教育常任委員会資料

(平成22年7月21日)

[件名]

- ・ 県内7森林組合における松くい虫防除事業に対する認定検査結果について
【公益法人・団体指導課】…………… 1

行政監察監

県内7森林組合における松くい虫防除事業に対する認定検査結果について

平成22年7月21日
公益法人・団体指導課

県内7森林組合における松くい虫防除事業に対する認定検査を実施した結果を検査書(6月22日付)として交付し、6組合(日南町森林組合を除く)について、森林組合法(以下「法」という。)第110条第1項に基づく改善・対応策等報告を求めた(7月20日を期限)。

なお、当該検査書の内容は、下記のとおりです。

記

1 検査の種別

法第111条第2項に基づく認定検査(森林組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると県が認める場合に実施する検査)

2 検査対象森林組合及び検査日

検査組合	鳥取県東部	八頭中央	鳥取県中部	大山	鳥取県西部	鳥取日野	日南町
検査日	H22.3.24 4.13	H22.3.24 4.12	H22.4.12	H22.3.24 4.13	H22.3.24 4.13	H22.3.24 4.12	H22.4.12

3 検査結果の概要

(1) 鳥取県東部森林組合及び八頭中央森林組合

職員の証言及び書類上から鳥取県森林組合連合会(以下「県森連」という。)が指示したとされる価格と同一価格で入札した事実が確認され、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)(以下「独禁法」という。)及び刑法第96条の3第2項(談合罪)(以下「刑法」という。)に抵触するおそれのある実態が認められた。

(2) その他の組合

- ① 4組合については、独禁法及び刑法に抵触するおそれの有無について、いずれとも断定できない実態が認められた。
- ② 1組合については、何も確認できなかった。

4 文書で回答を求める改善・対応策

(1) 鳥取県東部森林組合及び八頭中央森林組合

- ① 県森連が指示したとされる価格と同一価格で入札したと指摘した入札案件について、全容の解明、発生原因の究明、役職員の責任の所在の明確化及び責任追及を的確に行うこと
- ② 役職員のコンプライアンスに対する意識改革の徹底と理事会、監事の監督機能の確保についての改善策
- ③ 入札価格決定のプロセスの適正化及びそれを明確に記録した文書の適正な保管、保存について具体的な改善策

(2) その他の4組合

- ① いずれとも断定できない実態が認められた入札案件について、全容の解明を的確に行い、十分な説明責任を果たすこと
- ② 役職員の事務処理の適正手続きに対する意識改革の徹底と理事会、監事の監督機能の確保についての改善策
- ③ (1)の③に同じ

(参考)

農林水産省が県森連に対し、必要措置命令(法第113条第1項)を发出 6月22日
県森連が農林水産省に県(農林水産部)を経由して必要措置命令報告書を提出 7月1日